

「学校いじめ防止基本方針」

高知県立高知江の口養護学校高知大学医学部附属病院分校

☆はじめに

本校は、高知大学医学部附属病院に入院してきた児童生徒が学習をするための学校である。児童生徒は、高知県全域からくるとや病状に合わせて入院期間が決まるため、1カ月から1年以上の在籍である。本校では、そのような状況の児童生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本校では、全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題にまったく無関係ですむ児童生徒はいない。」という基本認識にたち、子どもたち一人一人が安心して学校生活を送れることを目指して取り組む。

また、児童生徒が転出後の学校生活を円滑に行えるよう医療関係者や前籍校等と連携して取り組む。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法・第2条）

3 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴わないいじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

4 いじめ防止対策委員会

(1) 基本姿勢

いじめ防止対策委員会は、いじめ防止のための基本姿勢として以下7点をあげる。

- ① いじめの未然防止のための教育活動を推進する
- ② いじめの早期発見・早期解決のために学校内のみだけでなく、専門家等協力して様々な手段を講じる。
- ③ いじめの防止のために校内の教育相談体制・生徒指導体制を確立する。
- ④ いじめの防止のための知識・技能・態度を培うために、教職員の研修を推進する。
- ⑤ いじめの防止の対応が学校としてできているか、チェックリストを実施するとともに、前籍校との情報交換のツールにする。
- ⑥ いじめの被害経験のある児童生徒については前籍校と情報交換し、復帰できる環境を整える。
- ⑦ いじめ防止対策の取組を保護者・地域・学校関係者等に評価してもらう。

(2) いじめ防止対策委員会の構成員

いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、教職員全員、スクールカウンセラーで組織する。なお、必要に応じて、医療スタッフ（児童生徒が入院する病棟の医長、師長等）の協力を仰ぐ。メンバー構成は、実態等に応じて柔軟に対応する。

(3) いじめ防止対策委員会は、いじめ対策に特化した下記の通りの役割を持つ

調査、対応、方針決定は委員会で決定、経過観察を行う。

(4) 年間を見通したいじめ防止指導計画を整備する

人権教育・道徳教育・キャリア教育等と重なり合いながら、防止対策のための活動・早期発見のために行うアンケート等の予定を整備する。

(別紙1 参照)

(5) 組織的対応の流れ

(別紙2 参照)

(6) 監督官庁・警察・地域等の関係機関との連携

- ① 学校において重篤ないじめを把握した場合は、学校で抱え込むことなく、速やかに県教育委員会に報告し、指導助言を受ける。
- ② 解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

5 いじめ防止のための取組

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。そのためには、解決に向けて一人で抱え込まず、学部及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

(1) 未然防止の取組

- ① いじめを許さない・見過ごさない雰囲気づくり
 - ア 教職員が「いじめは許さない」といった毅然とした態度をとる。
 - イ 授業規律を大切にす。
 - ウ 人権学習を充実させる。
 - エ 道徳教育を充実させる。
 - オ 児童生徒や学級の様子を知るために面談・アンケート・観察を行う。
- ② 児童生徒の自己有用感を高め、自尊感情を育む
 - ア わかる・楽しい授業をすすめる。
 - イ 日々の授業の中でコミュニケーション力を育成する。
 - ウ 社会性の育成を育むため、異学年や異学部の交流を推進する。
 - エ 交流学习を推進する。
 - オ 体験学習を推進する。
 - カ 児童生徒の居場所づくりや絆づくりを充実させる。
- ③ 病気等のストレスを軽減
 - ア 面談・カウンセリングによる保護者のストレス軽減をすすめる。
 - イ 自立活動をはじめ、日々の学習活動を充実させる。
- ④ 保護者や地域に対する啓発の取組
 - ア 参観授業で「いじめ」を取り上げたり、保護者向けの講演会を実施したりして、いじめの問題性や家庭教育の大切さを理解してもらう。

イ 「いじめ」問題を未然防止・早期発見・早期対応していくことを保護者に向けて、広報・懇談会等で伝えていく。

(2) 早期発見・早期対応のあり方

① 教職員がいじめに気付く力を高める

ア 児童生徒の立場に立つ。

イ 児童生徒を共感的に理解する。

ウ ネット上のいじめのみならず、いじめというのは、大人の見えないところで行われているという認識を持つ。

エ いじめられている本人からの訴えは少ないことを理解する。

② 早期発見のための手立て

ア 日々の観察

- ・集団の動きや個々の児童生徒の動き。
- ・日記や作文など提出作品。 等

イ 面談の実施

- ・教員やスクールカウンセラーによる面談。 等

ウ いじめ実態調査アンケートの実施。

エ 早期発見のチェックリストの使用。

③ 相談しやすい環境づくりをすすめるために

ア 本人からの訴えには心身の安全を保証し、事実関係や気持ちを傾聴する。

イ 周りの児童生徒からの訴えには、訴えを真摯に受け止める。

ウ 保護者に日ごろから学校の様子を伝え、問題が起こった時のみならず、学校へ相談しやすい信頼関係を築く。

④ チェックリストの作成・実施

年間計画の中に組み入れ、実施する。

(別紙3参照)

(3) 早期対応の取組

① いじめ対応の基本的な流れ

ア いじめの情報をキャッチ

- ・「いじめ対策委員会」を招集する。

- ・いじめられた児童生徒を徹底して守るために、登下校、休み時間、病棟生活等の様子を見守る体制を整備する。

イ 正確な実態把握をする

- ・当事者双方及び周りから聞き取り、記録する。
- ・個々に聞き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・いじめの全体像を把握する。

ウ 指導体制、方針決定

- ・指導のねらいを明確にし、全ての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・関係機関との連携を図る。

エ 児童生徒への指導・支援

- ・いじめられた児童生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた児童生徒には「いじめは決して許されない人権侵害である」ということを理解できるように指導する。
- ・周囲の児童生徒に対しては傍観者ではなく、抑止者になることを促す。

オ 保護者との連携

- ・直接会って、具体的な対策を話す。
- ・協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

カ 今後の対応

- ・継続的に指導や支援。
- ・スクールカウンセラー等の活用。
- ・心の教育の充実を図った学級経営を図る。

② ネット上のいじめの場合

ア 家庭での指導が不可欠であることから以下の協力を依頼する。

- ・フィルタリング。
- ・使用のルールづくり。
- ・トラブルに巻き込まれたと思われる小さな変化は躊躇なく、学校に相談する
- ・児童生徒には情報モラルに関する指導を徹底する。

イ 早期発見・早期対応のために、関係機関と連携した対応を行う。

(4) いじめの被害経験のある児童生徒が転入した場合について

- ① 児童生徒の傷ついた体験を話すことが（相談）できる環境を整える。
- ② 転出後に安心・安全な学校生活を送れるよう前籍校と協議する。

6 教員の資質向上に資する校内研修の充実

- (1) カウンセリング・マインドの向上を目指し、技法等を学ぶ。
- (2) いじめの対応の失敗から学ぶ事例研究を行う。
- (3) いじめを生み出さない教室環境整備や言語環境指導について、校内で協議する。

7 いじめ防止に対する取り組みの評価

いじめ防止基本方針に基づいて取組ができているか、自己評価とあわせて外部評価を下記の観点から評価してもらう。

- (1) いじめ問題の重大性を全ての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」（人権教育、道徳教育、キャリア教育 等）に組織的に取り組んでいるか。
- (2) いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修などの場で取り上げ、教職員間で共通理解を図っているか。
- (3) いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応しているか。
- (4) いじめ問題の解決のために、高知県教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じて、病院、福祉事務所や警察等の地域の関係機関との連携を行っている。
- (5) 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者等の理解を得るよう努めているか。

平成27年 5月29日改定

平成28年 6月 3日改定

平成29年 6月 1日改定